

令和5年度公益財団法人山梨県生活衛生営業指導センター事業計画

<事業計画の概要>

公益財団法人山梨県生活衛生営業指導センター（以下「当指導センター」という。）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年6月3日法律164号）」（以下「生衛法」という。）に基づき、公衆衛生の見地から県民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資することを目的として事業を実施する。

<相談指導事業>

1 相談室運営事業

当指導センターでは、生衛業について専門的知識を有する経営指導員が常設相談室（当指導センターに併設）及び地区相談室（富士・東部保健所会議室）を設けて相談指導にあたるとともに、税務相談には税理士が相談指導にあたる。

また、当指導センターでは、生衛業を創業しようとする者等を対象に生衛業創業実務セミナーを開催する。

2 生活衛生融資事業

当指導センターでは、生衛業に有利な(株)日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）の融資に係る知事推薦が県から委託されているため、その融資制度を生衛業者や創業者の設備及び運転資金に活用し、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を図る。

3 経営改善資金融資指導事業

当指導センターでは、知事委嘱の生活衛生営業経営特別相談員と協働して日本公庫の融資制度の活用にも努め、小規模生衛業者の衛生水準の維持向上と経営の健全化を図る。

また、当指導センターでは、生活衛生営業経営特別相談員としての能力向上を図るための研修を実施するとともに、相談指導活動を支援する。

<情報化整備事業>

4 生衛業情報化整備事業

当指導センターでは、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国センター」という。）の生衛業情報ネットワークシステムを活用し、生衛業の経営の健全化や消費者サービス情報等を提供するとともに、当指導センターの相談指導業務に活用を図る。

<健康・福祉対策推進事業>

5 健康福祉対策推進事業

当指導センターでは、生衛業者が感染症に対する正しい知識と予防法を習得するための研修を実施し、感染症拡大防止対策を身につけ、生衛業における衛生水準の維持向上を図る。

<生衛業振興事業>

6 生衛業振興事業

当指導センターでは、地域に密着した生衛業の活性化と同業者が共に生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）の活動に参加することを通じ、地域社会の利便性を向上させるとともに、地域経済の振興を図るための事業を実施する。

(1) 生衛業活性化事業

当指導センターでは、生衛業に対する県民の理解を促進するため、9つの生衛組合と協力し、生衛業に係る技術、知識、情報などを広く県民に提供するイベント等を開催する。

また、当指導センターでは、山梨県生活衛生同業組合連合協議会と共に、生衛組合への同業者の加入促進を図るための事業を実施する。

(2) 専門技術者養成事業

当指導センターでは、生衛業に携わる者の技術力を高め、応用力を養うための専門技術の習得に必要な研修を実施する。

(3) 後継者育成支援事業

当指導センターでは、後継者の確保につなげるために9つの生衛組合と連携し、次代を担う若者を対象に生衛業への興味と就労意欲を高める職場体験学習を実施する。

<利用者促進事業>

7 標準営業約款登録事業

当指導センターでは、生衛法に基づく標準営業約款制度の周知を図り登録店舗の拡大に努めるとともに、県民への広報活動を行い利用者に対して登録店舗の利用促進を図る。

<受託事業>

8 クリーニング師等研修事業

当指導センターでは、クリーニング業法の規定に基づくクリーニング師研修及びクリーニング店に勤務する業務従事者講習を、知事の指定を受け、山梨県及び甲府市（保健所）、関係生衛組合の協力を得て実施する。

9 生衛業景気動向等調査事業

当指導センターでは、県内の生衛業の景気動向、設備投資動向、経営状況等を定期的及び定期的に把握し、生衛業に係る今後の施策などに活用する目的で、全国センターの受託調査事業を実施する。